

長浜城歴史博物館受付・ミュージアムショップ整備業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、長浜城歴史博物館受付・ミュージアムショップ整備業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

長浜城歴史博物館受付・ミュージアムショップ整備業務

(2) 業務内容

別添「長浜城歴史博物館受付・ミュージアムショップ整備業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日～令和8年3月19日（木）まで

3. 見積上限額

見積額の上限は、7,055,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4. 実施形態

公募型

5. スケジュール（予定）

令和7年	8月	5日（火）	プロポーザル実施の公告（HP掲載）、質問書受付開始 参加申込書受付開始
令和7年	8月	12日（火）	質問書の受付期限
令和7年	8月	15日（金）	質問への回答期限（HP掲載）
令和7年	8月	20日（水）	参加申込の提出期限
令和7年	8月	29日（金）	企画提案書の提出期限
令和7年	9月	2日（火）	ヒアリング審査

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（提案者になろうとする者）は、次の各事項に掲げるすべての要件を満たすものとします。なお、グループの場合は、構成員の代表者が(1)を、構成員のいずれかが(2)の要件を満たしていること（他の要件は全構成員共通）。

- (1) 令和7年度長浜市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 過去5年以内に、博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する登録博物館（みなし登録を含む）、指定施設（みなし指定を含む）又は博物館類似施設において、ミュージアム

ショップ又はエントランスエリア整備に関する業務実績があること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 長浜市入札参加停止基準要綱（平成 24 年長浜市告示第 213 号）に基づく入札参加停止措置を現に受けていない、又は、提案時において長浜市入札参加停止基準要綱の別表第 1 及び別表第 2 の各号に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書により、メールにて提出すること。

アドレス：rekihaku@city.nagahama.lg.jp

※必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課において受信したことを確認してください。電話、ファクシミリ等による質問は受け付けません。

(2) 提出期限

令和 7 年 8 月 12 日（火）午後 3 時まで（必着）

(3) 回答方法

令和 7 年 8 月 15 日（金）午後 5 時以降に市 HP に掲載します。

8. 参加申込手続

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書（様式 1） 1 部

イ 誓約書（様式 3） 1 部

(2) 提出期限

令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 3 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールに限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先

〒526-0065 滋賀県長浜市公園町 10-10 長浜城歴史博物館

アドレス：rekihaku@city.nagahama.lg.jp

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和 7 年 8 月 22 日（金）以降に電子メールで通知します。

9. 企画提案書の提出及び作成方法

参加資格審査結果通知書により提案者として認められた者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 【原本】 1 部 【写し】 4 部

様式・記載事項は自由とするが、次の項目については必ず記載すること。

① 企画概要

エントランス（受付・ミュージアムショップ）全体のコンセプトや特徴、デザインのイメージ

② 什器やクロック、受付カウンターやチラシスタンド等の導入予定の器具の概要（個数やデザインのイメージ）

③ タッチパネル式券売機の機種および機能概要

④ スケジュール

全体スケジュールと進行管理について記載すること。

⑤ 実績・実施体制

類似業務の実績、業務の運営体制や人員体制等について記載すること。

イ 見積書及び内訳書（任意様式） 1 部

ウ 保守管理（券売機）に係る見積書及び内訳書（任意様式） 1 部

システムの持続可能な運用のため、翌年度以降の保守運用費用についてコスト削減に努めるとともに、その費用及び内訳について記載すること。また、見積額は令和8年4月1日以降、5年間の金額を記載すること。ただし、この見積金額は、見積上限額に含めない。

(2) 提出期限

令和7年8月29日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先

〒526-0065 滋賀県長浜市公園町 10-10 長浜城歴史博物館

10. 審査方法等

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画・技術提案書等について、プロポーザル選定委員会が審査します。

(1) ヒアリング審査

プロポーザル選定委員会の審査においては、次のとおり提案者からのヒアリングを行い、提案内容を総合的に審査します。

ア 説明時間は20分以内とし、質疑応答は10分程度とします。ただし、提案者数が多い場合には調整することがあります。

イ 会場にてプレゼンテーションで使用できるプロジェクター及びスクリーンは、市で準備します。その他プレゼンテーションに必要なものがある場合は、提案者で用意してください。

ウ 接続等の準備は提案者の責任において行うこととし、接触不良等により当該プロジェクターが使用できない場合、市は一切の責任を負いません。

(2) 審査日時（予定）

令和7年9月2日（火）午前中 時間等詳細は別途お知らせします。

(3) 審査会場（予定）

長浜市役所 本庁舎4階 4-A会議室

(4) 評価項目

企画・技術提案書、見積書、プレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、別添「審査採点表」に基づく項目、内容、配点割合により審査します。

1 1. 審査結果

(1) 通知方法

ヒアリング審査を受けた全ての提案者に電子メールにて通知します。

(2) 通知時期

令和7年9月25日（木）（予定）

1 2. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 企画・技術提案書の提出は1者につき1案とします。

1 3. 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画・技術提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

1 4. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を長浜市に請求することはできません。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画・技術提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式5）を長浜城歴史博物館あてに電子メールにて提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が見積上限額を超過した場合

キ 審査において、提案者の得点が最低基準点を評価点が下回った場合

(5) 著作権等の権利

企画・技術提案書等の著作権は、当該企画・技術提案書等を作成した者に帰属するものとします。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画・技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

1 5. 問い合わせ先

長浜市産業観光部 文化観光課 歴史まちづくり室 長浜城歴史博物館

〒526-0065 滋賀県長浜市公園町 10-10

電話番号 : 0749-63-4611 FAX番号 : 0749-63-4613

E-mail : rekihaku@city.nagahama.lg.jp

長浜城歴史博物館受付・ミュージアムショップ整備業務審査採点表

申請者名	
委員氏名	

(1) 企画提案書に対する審査

評価項目			評価基準	倍率	評価基準点					
					5点	4点	3点	2点	1点	倍率×点
全体構成評価	1	コンセプト	目的に沿った、説得力のあるコンセプトとなっているか。	2	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	10
	2	デザイン性	来館者の満足度を向上させるような魅力的なデザインになっているか。	2	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	10
	3	企画力	長浜城歴史博物館への誘客の促進へ繋がる内容か。	2	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	10
	4	利便性	来館者が利用しやすい内容となっているか。	2	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	10
	5	操作性・機能性	券売機が、多様な利用者に対応した使いやすいシステムになっているか。発注者側が管理等しやすい機能となっているか。	1	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	5
	6	独自性	これまでの長浜城歴史博物館の受付・ミュージアムショップにない目新しい内容か。	1	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	5
小計				50点/50点						

(2) 実施体制等に関する評価

評価項目			評価基準	倍率	評価基準点					
					5点	4点	3点	2点	1点	倍率×点
実施能力評価	1	実績 知識 ノウハウ	類似業務の実績 歴史文化の知識 ノウハウの有無	2	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	10
	2	実施体制 スケジュール	実施できる人員体制 スケジュール管理能力	1	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	5
小計				15点/15点						

(3) 保守費に関する評価

評価項目		評価基準	得点配分(A)	最低見積額 ——— (B) 当該事業者見積額	C	評価点 (B×C)
保守費評価	見積額	内訳書にかかる適切な見積額	10	———	10.0000	
小計			点/10点			

(4) 事業費に関する評価

評価項目		評価基準	得点配分(A)	見積額 見積限度額 (B)	1 - B = C	評価点 (A × C)
事業費 評価	見積額	内訳書にかかる適切な見積額	25	7,055,000	1.0000	
小計			点/25点			

合計	点/100点
----	--------

最低基準点は、事業費評価を除く75点満点中45点（6割相当）です。
提案者が1者しかない場合でも、最低基準点に満たない場合は選定しません。